

江別市低炭素建築物認定申請手数料(平成29年4月1日)

(円)

区分	単位	認定申請手数料				変更認定申請手数料
		性能評価機関審査を受けた場合		性能評価機関審査を受けていない場合		
(A) 住戸、戸建て 住戸を単位として認定申請する場合、又は長屋の住棟認定申請をする場合	戸数(戸)					※左記に掲げる額の2分の1の額 (性能評価機関審査を要さない変更については、同審査を受けた場合として算定します。)
	1	5,000		35,000		
	2~5	10,000		69,000		
	6~10	17,000		97,000		
	11~25	28,000		135,000		
	26~50	46,000		194,000		
	51~100	80,000		277,000		
	101~200	126,000		374,000		
	201~300	159,000		490,000		
	301~	169,000		575,000		
(B) 共同住宅の共用部 共同住宅の住棟認定申請をする場合	面積(m <sup>2</sup> )					
	0~300	10,000		108,000		
	~2,000	28,000		178,000		
	~5,000	80,000		276,000		
	~10,000	126,000		354,000		
	~25,000	159,000		423,000		
	25,000~	198,000		492,000		
(C) 非住宅 住宅以外の建築物全体の認定申請をする場合	面積(m <sup>2</sup> )	性能評価機関審査を受けた場合		性能評価機関審査を受けていない場合		
		モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法	
	0~300	10,000	10,000	93,000	239,000	
	~2,000	27,000	28,000	149,000	379,000	
	~5,000	78,000	80,000	238,000	538,000	
	~10,000	122,000	126,000	307,000	659,000	
	~25,000	153,000	159,000	367,000	777,000	
	25,000~	191,000	198,000	430,000	886,000	

■性能評価機関審査とは(以下のいずれかの機関による技術審査をいいます。)  
 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関  
 ・建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関  
 ※性能評価機関審査には、別途各機関が定める手数料がかかります。

認定手数料の計算例

一戸建て住宅

非住宅

事務所 800(m<sup>2</sup>)

一戸建て住宅の手数料  
住戸(1戸)(A)欄より→5,000円(※)

非住宅建築物の手数料  
非住宅(800m<sup>2</sup>)(C)欄より → 27,000円(※)

(※)性能評価機関審査を受けた場合

(※)モデル建物法による性能評価機関審査を受けた場合

複合建築物



①住戸の認定を受ける

②建築物全体の認定を受ける

①住戸の認定を受ける場合の手数料  
(A)欄より(20戸)→28,000円(※)

②建築物全体の認定を受ける場合の手数料  
住戸(20戸)(A)欄より→28,000円(※)  
共用部(250m<sup>2</sup>)(B)欄より→10,000円(※)  
非住宅(500m<sup>2</sup>)(C)欄より→27,000円(※)

計 65,000円

③住戸と建築物全体の両方の認定を受ける場合の手数料  
→ ②と同じ手数料

(※)性能評価機関審査を受けた場合  
非住宅においてはモデル建物法による